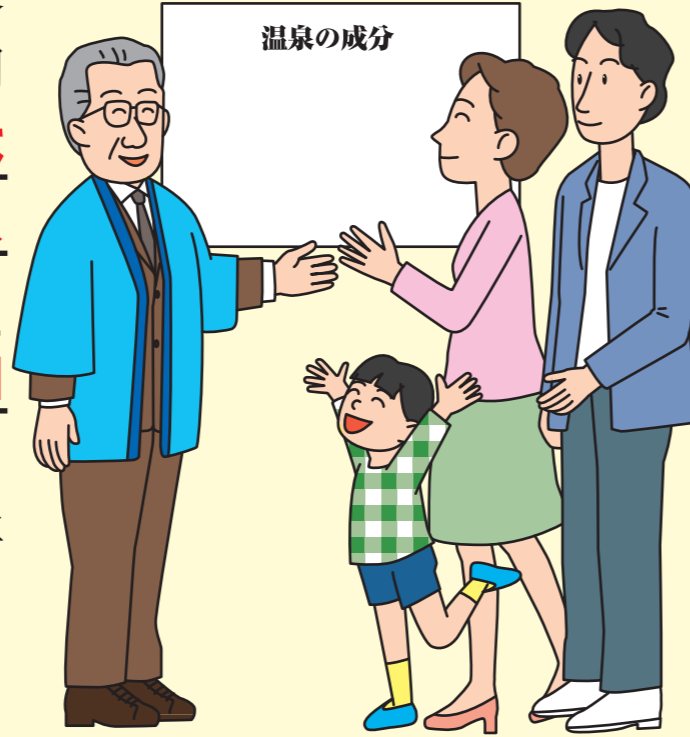


衛生上の観点や温泉利用者の温泉への信頼の確保の観点から、温泉事業者に対して**温泉成分の定期的な分析（10年ごと）、その結果に基づく掲示内容の更新が義務づけられました。**

改正温泉法は、**平成19年10月20日から施行されます。**

再分析の実施期限は、現行の分析年月日ごとに下記のとおりとなりますので、**ご注意ください。**



■温泉分析書

第0000号

温泉分析書

- 分析申請者 住所 ○○県△△△市□□□町1丁目2番3号
氏名 株式会社○○○○
代表取締役 □□□□
- 源泉名及び湧出地 源泉名 △△△温泉
湧出地 ○○県△△△市□□□町4丁目5番6号
- 湧出地における調査及び試験成績
(イ)調査及び試験者 ○○衛生研究所 △△△△
(ロ)調査及び試験年月日 平成00年00月00日
(ハ)泉温 42.5℃(調査時に於ける気温 13℃)
(ニ)湧出量 320 l/min(揺さく・動力揚湯)
(ホ)知覚的試験 無色澄明強鹹味僅微飲物油臭
(ヘ)pH値 7.3 (ガラス電極法)
(ト)ラドン(Rn) — ×10¹⁰ Ci/kg (— M.E./kg)
- 試験室における試験成績
(イ)試験者 ○○衛生研究所 △△△△ □□□□
(ロ)分析終了年月日 平成00年00月00日
(ハ)知覚的試験 赤褐色沈殿有り、澄明強鹹味無臭
(ニ)密度 1.0104 g/cm³(20℃/4℃)
(ヘ)pH値 7.25 (ガラス電極法)
(ト)ラドン(Rn) 17.64 g/kg (110℃)

ここで確認!
「分析終了年月日」

(イ)陽イオン				(ロ)陰イオン			
成分	ミigram	ミil	ミil%	成分	ミigram	ミil	ミil%
ナトリウムイオン(Na ⁺)	5649	245.7	83.32	フッ素イオン(F ⁻)	<0.05	—	—
カリウムイオン(K ⁺)	86.2	2.20	0.75	塩素イオン(Cl ⁻)	10010	282.3	98.25
アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)	16.8	0.93	0.32	臭素イオン(Br ⁻)	28.7	0.36	0.13
マグネシウムイオン(Mg ²⁺)	270.2	22.23	7.54	ヨウ素イオン(I ⁻)	15.2	0.12	0.04
カルシウムイオン(Ca ²⁺)	472.9	23.60	8.00	硫化水素イオン(HS ⁻)	<0.1	—	—
アルミニウムイオン(Al ³⁺)	0.2	0.02	0.01	硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)	4.3	0.09	0.03
鉄(Ⅱ)イオン(Fe ²⁺)	5.4	0.19	0.06	炭酸水素イオン(HCO ₃ ⁻)	271.5	4.45	1.55
マンガンイオン(Mn ²⁺)	0.2	0.01	0.00	炭酸イオン(CO ₃ ²⁻)	0.3	0.01	0.00
陽イオン計	6501	294.9	100	陰イオン計	10330	287.3	100

(ハ)遊離成分				溶存ガス成分			
非 解 離 成 分	ミigram	ミil	ミil%	溶 存 ガ ス 成 分	ミigram	ミil	ミil%
メタケイ酸(H ₂ SiO ₃)	56.5	0.72	—	遊離二酸化炭素(CO ₂)	20.7	0.47	—
メタホウ酸(H ₂ BO ₃)	68.9	1.57	—	遊離硫化水素(H ₂ S)	<0.1	—	—
メタ亜ヒ酸(H ₂ AsO ₃)	<0.01	—	—				
非 解 離 成 分 計	125.4	2.29		溶 存 ガ ス 成 分 計	20.7	0.47	
溶存物質計(ガス性のものを除く)	16.96	g/kg		成分総計	16.98	g/kg	

- 泉質 ナトリウム-塩化物強塩温泉(高張性・中性・高温泉)
- 禁忌症、適応症等 温泉分析書別表5に記載する。
平成00年00月00日

登録番号 第00000号
○○県△△△市□□□町1丁目2番3号
○○衛生研究所
□□□□

■平成12年1月1日以前に温泉の成分分析を行っている場合、平成21年12月31日までに温泉成分再分析とその結果に基づく内容の掲示が必要です。



※以後10年以内に温泉成分再分析とその結果に基づく内容の掲示が必要となります。

■分析年月日が不明な場合、平成21年12月31日までに温泉成分再分析とその結果に基づく内容の掲示が必要です。



※以後10年以内に温泉成分再分析とその結果に基づく内容の掲示が必要となります。

■平成12年1月2日以降に温泉の成分分析を行っている場合、分析書記載の分析終了年月日から10年以内に温泉成分再分析とその結果に基づく内容の掲示が必要です。



※以後10年以内に温泉成分再分析とその結果に基づく内容の掲示が必要となります。

■掲示例



違反すると罰則規定(30万円以下の罰金)が適用されます。

